

## ○鈴鹿工業高等専門学校における学生の懲戒及び指導に関する規則

令和2年1月24日  
規則第114号

### 鈴鹿工業高等専門学校における学生の懲戒及び指導に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条及び学生の問題行動等指導ガイドライン（平成31年2月 独立行政法人国立高等専門学校機構 学生支援・課外活動専門部会）に基づき、鈴鹿工業高等専門学校学則第44条に定める学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。懲戒は、それ自体を目的とはせず、問題行動等を起こした学生に対して指導及びケアを行うことで自己管理能力を育成することを目的とする。

#### (懲戒の種類及び対象)

第2条 懲戒の種類は、退学、停学、訓告及び嚴重注意とし、懲戒の対象となる基準（懲戒基準）は別に定める。

#### (事実確認)

第3条 学生に係る問題行動等が発生、発覚した場合、原則として学級担任又は専攻科長補佐（以下「学級担任等」という。）が学生主事及び保護者または保護者に代わる者（以下「保護者等」という。）へ報告する。事実確認のため、原則として学級担任等を含む2名以上の教職員（以下「事情聴取実施者」という。）は、当該学生及び必要に応じて他の学生に対して事情聴取を行い、事情聴取報告書（別紙様式1）を作成する。

2 事情聴取実施者は、前項の事情聴取報告書の内容を当該学生に確認させ、申し立てがあった場合、その内容を事情聴取報告書の申し立て欄へ記載させる。必要に応じて事情聴取報告書を修正する。

3 前項の事情聴取報告書の内容に対して、当該学生から弁明があった場合、その内容を事情聴取報告書の弁明欄へ記載させる。

4 学級担任等は、第2項及び第3項に規定する手続きを経て、事情聴取報告書（別紙様式1）を校長へ提出する。

#### (懲戒の決定)

第4条 懲戒は、前条に規定する事情聴取報告書に基づき、学生委員会の審議を経て、校長が決定する。ただし、当該事案が第2条に掲げる懲戒基準に適合し、学生主事が学生委員会の審議を要しないと判断した場合、学生委員会の審議を経ずに校長が決定することができる。ただし、事後に学生委員会へ報告するものとする。

#### (懲戒の実施手続)

第5条 懲戒に当たっては、当該学生及び保護者等に対し口頭にて申し渡しの後、懲戒内容及び懲戒の対象となった行為について文書に明記し、当該学生及び保護者等に手渡すとともに、懲戒期間中の指導計画について説明を行う。

2 退学、停学、訓告の申し渡しについては、学級担任等が同席のもと、原則として校長が行う。

3 懲戒を行った場合、懲戒期間の終了日まで校内に公示を行う。なお、公示には当該学生の氏名を明記しない。

(懲戒期間中及び懲戒後の指導)

第6条 有期停学中の学生については、原則として出校させ、学級担任等を中心として関係教員が、教室外において組織的に指導及びケアを行い、無期停学中の学生については、原則として自宅で謹慎する。懲戒を行った後においても、当該学生の日々の生活態度及び学習態度に注意し、指導及びケアを継続する。

(無期停学の解除)

第7条 無期停学の解除は、学級担任等からの無期停学解除申請書（別紙様式2）の提出に基づき、学生主事が当該学生との面談を行い、当該学生の自ら行った行為への反省状況及び指導内容の達成状況等を確認し、総合的な判断をした上で、校長が決定する。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。